

用語の説明

***1 避難行動要支援者避難支援計画（避難支援プラン）**

市町村長の避難行動要支援者に係る全体的な考え方と避難行動要支援者一人ひとりに対する個別計画で構成され、全体的な考え方には、対象者の範囲、支援に係る役割分担、支援体制について地域の実情に応じて作成。個別計画は*7参照。

***2 要配慮者**

松前町に在住する高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者、日本語が理解できない外国人等特に配慮を要する者。また避難途中で傷害等を負い避難支援が必要となった者、避難後に避難所等での生活に支援が必要となった者なども含む。

***3 避難行動要支援者**

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難を図るため特に支援を要する者。町では避難行動要支援者対象者リストに記載した者の中から、町と民生委員・児童委員が協力して調査・把握することとしている。

***4 避難支援等**

避難行動要支援者の避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置。

***5 地域防災計画**

災害対策基本法の規定により作成する地域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱。地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消化、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画などを記載する。

***6 避難行動要支援者名簿**

避難行動要支援者について避難支援等を実施するための基礎となる名簿。避難行動要支援者の氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に必要な事項を掲載する。

***7 個別計画**

町が作成する一人ひとりの避難行動要支援者に対する具体的な避難支援計画で、近隣協力員、避難先、避難方法等を記載する。

***8 避難支援等関係者**

消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者。町では松前消防署、消防団、伊予警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織。

***9 災害時要援護者支援班**

避難行動要支援者の避難支援業務を的確に実施するため、町の福祉担当部局と防災担当部局で構成する部局横断的な対策班。平常時は、福祉担当部局を中心とする福祉・防災関係部局の横断的なプロジェクト・チームであり、避難行動要支援者支援体制の整備などの検討、調整、訓練の企画を行うとともに、災害時は、災害対策本部の中の福祉担当部門に設置し、避難行動要支援者の避難や避難後の支援などの業務を行う。

*** 10 避難所に設置される災害時要援護者班**

避難所における災害時要援護者（避難行動要支援者を含む）のニーズの把握や支援を検討するため、各避難所に設置される活動班の一つで、要援護者用窓口の設置や要援護者の避難状況の把握、要援護者の状況・ニーズの把握等を行う。避難所の運営は、基本的に自治組織によって行われるため、要援護者班も、避難者を中心として自主防災組織や福祉関係者、近隣協力員等の協力により設置される。

*** 11 避難行動要支援者対象者リスト**

高齢者や障がい者等の要配慮者に関する各種情報に基づき、定められた要件に該当する者を掲載したリスト。このリストにより避難行動要支援者の把握調査を行う。

*** 12 福祉避難所**

災害時要援護者のために特別の配慮がなされた避難所。施設がバリアフリー化されている等災害時要援護者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である社会福祉施設等の既存施設を活用することとなる。町は福祉避難所の指定や社会福祉施設等との協定により、福祉避難所を指定する。

*** 13 避難行動要支援者名簿（同意者）**

避難行動要支援者のうち、平常時から名簿情報を避難支援等関係者（自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会）に提供することに同意した者を整理した名簿。

*** 14 近隣協力員**

避難行動要支援者一人ひとりに対する個別計画に記載された近隣協力員。災害が発生した場合、避難行動要支援者への情報伝達、安否確認、救護・避難誘導などの支援を行う。また避難行動要支援者を避難先へ移送した場合や避難行動要支援者の親戚宅等への避難情報を得た場合等は、避難所又は安否情報収集窓口に報告する。

*** 15 公共情報commons**

災害時の避難勧告・指示など地域の安心・安全に関するきめ細かな情報の配信を簡素化・一括化し、テレビ、ラジオなどの様々なメディアを通じて、地域住民に迅速かつ効率的に提供することを実現するもの。一般財団法人マルチメディア振興センターが運営。